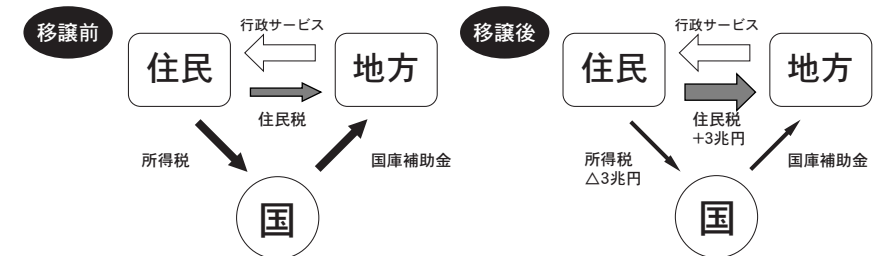


# 住民税が変わります

平成19年度から税源移譲

各地方団体（町など）が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国の所得税から地方の住民税へ3兆円の税源移譲が行われます。



平成19年度分町道民税の納税は、給与所得者(給与天引き)は6月から、年金受給者や個人事業者などは7月に納付書が発表されます。住民税額及び納付等に関する個別相談は税務住民課(役場1階3番・4番窓口)で随時受付けておりますので、お気軽にお越しください。

## ■その他の主な税制改正（平成19年度分の住民税）

### 1. 65才以上の方の非課税措置の廃止に伴う経過措置

平成17年1月1日現在において65歳以上（昭和15年1月2日以前生まれ）の方で前年（平成18年中）の合計所得が125万円以下の方については、次の経過措置が適用されます。

均等割	本来の税額の3分の1を減額し、2,600円を課税 (町民税2,000円 道民税600円)
所得割	本来の税額の3分の1を減額し、3分の2を課税

なお、平成18年度分は3分の2を減額し、3分の1を課税（均等割は、1,300円）されてきました。そして、平成20年度分からは、この経過措置は廃止されます。

### 2. 定率減税の廃止

平成19年度分から所得割額の7.5%（上限2万円）の定率減税が廃止されます。

### モデルケース① 税源移譲、定率減税などによる給与所得者への影響

項目	税源移譲前（平成18年）			税源移譲後（平成19年）			負担増減額 (B-A)
	所得税	町道民	合計(A)	所得税	町道民税	合計(B)	
税額	119,000円	80,000円	199,000円	59,000円	139,500円	199,000円	0円
(定率減税)	▲11,900円	▲5,700円	▲17,600円	0 [廃止]	0 [廃止]	0 [廃止]	17,600円
税額 (百円未満切捨)	107,100円	70,300円	177,400円	59,500円	139,500円	199,000円	17,600円

条件・子ども2人のうち1人は特定扶養に該当  
・一定の社会保険料控除があるものとして計算  
・町道民税には均等割4,000円を含む

### モデルケース② 税源移譲、定率減税などによる年金所得者への影響

●夫婦（夫70歳）2人・年金収入年額240万円の場合

項目	税源移譲前（平成18年）	税源移譲後（平成19年）	負担増減額
住民税 所得割額	ア 21,100円	ア 37,200円	18,300円
定率減税	イ ▲1,600円	[廃止]	
経過措置	(ア-イ)×3分の2 ▲13,000円	ア×3分の1 ▲12,400円	1,300円
住民税 均等割額	経過措置3分の1 1,300円	経過措置3分の2 2,600円	
所得税	32,200円	16,100円	▲12,800円
定率減税	▲3,220円	[廃止]	
税額（百円未満切捨）	36,700円	43,500円	6,800円

条件・一定の社会保険料が控除されるものとして計算

〔ご注意〕 一般的な内容により作成していますので、各個人によって前提条件が異なります。

お問い合わせ及び納税の相談は下記まで。窓口相談も随時行っています。

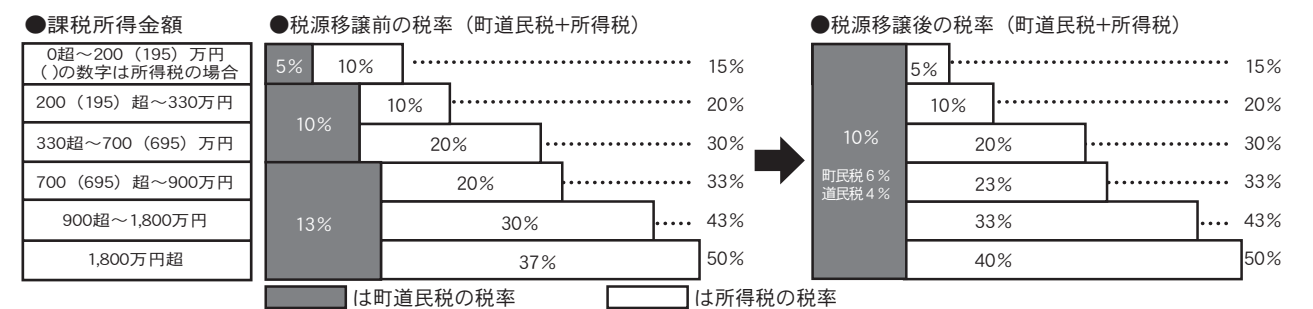
**東川町役場税務住民課 税務係・収納係 ☎82-2111**

## ■住民税所得割の税率は10%に統一されます

住民税と所得割の税率はこれまで、所得に応じて3段階になっていました。これを所得の多少に関わらず一律10%に変わることになりました。

## ■納税者の負担は基本的に変わりません

住民税については最低税率が5%→10%に引き上げ、最高税率が13%→10%に引き下げとなっていますが、所得税は逆に最低税率が10%→5%に引き下げ、最高税率が37%→40%に引き上げとなります。税源移譲の前後で「所得税+住民税」の納税者の負担は基本的には変わりません。



●課税所得とは？ 給与や年金などは税法上「収入」と呼ばれるものです。「課税所得金額」とは、この「収入」から給与所得控除や公的年金控除、基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことです。この「課税所得金額」に税率をかけたものが「税額」になります。

## ■納税の方法により、影響時期が異なります

納税者	所得税	住民税
サラリーマン	平成19年1月～平成19年12月 (毎月、給与天引き) ・・・⇒ 年末調整	平成19年6月～平成20年5月 (毎月) [給与天引き]
年金受給者	平成19年2月～ (2ヶ月ごとに、年金より天引き) ・・・⇒ 確定申告(平成20年2～3月)	平成19年7月～ (7月、9月、11月、翌年1月) [各人が納付]
個人事業者 (農業・店舗経営者等)	平成20年2月～3月(確定申告) ※予定納税がある方 (平成19年7月、11月)	平成19年7月～ (7月、9月、11月、翌年1月) [各人が納付]

特に、サラリーマンをはじめとする納税者の多くは、平成19年1月から所得税が減り、平成19年6月からその分住民税が増えることとなります。